

御代田 消防署がみなさんへ



火災から大切な生命を守るために
住宅用火災警報器等を設置しましょう

ご存知ですか？

消防法及び市町村条例により

すべての住宅に火災警報装置等の設置が義務付けられています。

いつまでいつけるの…？

新築住宅は平成18年6月1日よりすでに施行されていますが、既存の住宅は猶予期間(平成21年5月31日まで)があります。

なぜいつけるの…？

住宅火災の死者が急増しています。特にその半数以上が高齢者で、死亡原因の7割が逃げ遅れによるものです。

アメリカでは住宅用火災警報器等の設置が義務化され、その後21年間で火災による死者は約半数にまで減っています。

平成19年度「防災管理者資格取得講習会」

「危険物取扱者保安講習」が実施されます。

	開催日	願書受付期間	開催場所
防災管理者資格講習会	7月4・5日 (2日間)	6月18日～ 6月27日まで	佐久合同庁舎
危険物取扱者保安講習	8月3日	6月11日～ 6月22日まで	佐久合同庁舎

【問い合わせ先】 御代田消防署 (32)0119

あなたの家は地震がきても大丈夫？

「木造住宅」簡易耐震診断

町では、近い将来発生が予測されている東海地震などの大規模な地震に備え、木造住宅の簡易耐震診断を今年度実施する予定です。つきましては、事業実施に先立ち各世帯の簡易耐震診断の意向調査を実施します。(昨年申し込まれた方は除きます)

耐震診断は町負担で無料となります。希望される方は、産業建設課都市計画係へ6月中に問い合わせください。

【問い合わせ先】

産業建設課都市計画係
(32)3111 内線75番

簡易診断から耐震補強工事まで

①簡易診断の実施

「現地での聞き取り調査など」
診断費用無料(町の補助)

②精密診断

①の診断結果により精密診断が必要とされる場合で、耐震補強工事を希望する場合。

「現地での精密診断」
診断費用無料(町の補助)

③耐震補強工事

補助制度あり
詳しくは問い合わせください。

簡易診断の対象となる住宅

- 昭和56年5月31日以前に建築工事に着手した住宅
- 一戸建て住宅
(店舗併用住宅などの併用住宅を含みます)
- 在来工法の木造住宅
(ツーバイフォー工法や非木造の住宅は含まれません)